居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年10月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話: 0 4 5-4 4 4-9 9 8 3 (直通) 午前 9 時 ~ 午後 5 時

受付日 月曜日から金曜日 (12月29日から1月4日までを除く)

担当:青木 聡

※ご不明な点は、担当まで何でもお尋ねください。

2. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

名称・法人種別	特定非営利活動法人つばさ福祉の会
代表者氏名	理事長 青木 明子
所在地	横浜市神奈川区羽沢南三丁目 34番 29号
電話	0 4 5-3 8 1-5 6 5 2
業務の概要	ボランティア関連事業 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、第一号事業 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業 道路運送法に基づく福祉有償運送事業

3. 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	NPOつばさ・ぷらん
管理者氏名	小野里 友紀子
所在地	横浜市神奈川区羽沢町 904番4 有田ビル1階
電話 ・FAX	電話: 0 4 5-4 4 4-9 9 8 3 FAX: 0 4 5-4 4 4-9 9 8 6
事業者指定番号	第 1470202670 号
サービス提供地域	神奈川区羽沢町、羽沢南1~4丁目、菅田町 ※左記地域以外の方は応相談
併設サービス	NPOつばさ・さぽーと (訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重した上で、状況に応じた適切な居宅介護支援事業 を提供することにより、利可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や環境等に応じて、その選択に基づいた適切な保健医療・ 福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮 します。また、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービスが特 定の事業者に不当に偏ることのないよう努めます。市町村や地域包括支援セン ター、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日 ~ 金曜日	午前9時00分~午後5時00分
----------	-----------	-----------------

- ※ 土・日・祝日・年末年始 (12/29 ~ 1/4) は休業日となります。
- ※ 必要に応じて利用者等からの相談に対応するため、24 時間の連絡体制を確保しております。

5. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人 員 数
管理者	事業の管理業務	常勤 1名 (介護支援専門員を兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務	常勤 3名 (専従2兼務1) 、非常勤 1名 (兼務1)

6. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者のサービス実施状況や状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1ヶ月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と 認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあり ます。

7. 居宅介護支援の利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から給付されるので<u>自己負担はありません。</u>ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。 (令和6年4月現在)

要介護度区分取扱い件数区分(1人あたり)	要介護1・2	要介護3・4・5
45 人未満の場合	12,076 円	15, 690 円
45 以上 60 未満の場合	6,049 円	7,828 円
60以上の場合	3, 625 円	4,692 円

加 算	加算額
特定事業所加算(Ⅲ)	3, 591 円/月
初回加算	3, 336 円/月
入院時情報連携加算	(I) 2,780 円/月 (II) 2,224 円/月
退院・退所加算 (I)	(イ) 5,004円/回 (ロ) 6,672円/回
退院・退所加算(Ⅱ)	(イ) 6,672 円/回 (ロ)8,340 円/回
退院・退所加算 (Ⅲ)	10,008 円/回
通院時情報連携加算	556 円/月
緊急時等居宅カンファレン	マス加算 2,224円/回
ターミナルケアマネジメン	· ト加算 4,448 円/月

- ※ 料金が発生する場合、1ヶ月ごとに計算し翌月15日までに請求書を発行いたしますので、翌月末までに お支払い下さい。お支払い後に領収書を発行します。お支払い方法は、事業者指定口座への振り込み、 もしくは現金支払いによりお支払い下さい。なお、振り込みに係る手数料等は利用者負担となります。
- ※ 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、請求しません。

8. 利用申込みからサービス提供までの流れと主な内容について

※ 付属別紙1「サービス提供の標準的なながれ」参照

9. 公正中立なケアマネジメントの確保について

- (1) 事業者は、利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたり、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または、推薦に関しては公正中立に行います。
- (2) 利用者やその家族は、サービス事業所の選定時、複数の事業所の紹介を介護支援専門員に求めることができます。
- (3) また、当該事業所がケアプランに位置付けられた理由を介護支援専門員に求めることも可能です。
- (4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は付属別 紙2「各サービス及び同一事業者によって提供されたものの割合」のとおりである。

10. 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合について

担当の介護支援専門員の名刺等を保険証ケースやお薬手帳に日頃から入れ込んでおき、入院した際はその名刺を用いて、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えるようお願いします。

11. 介護支援専門員の資質向上に向けての取り組み

新たに介護支援専門員を採用した場合、3ヶ月以内の新任研修を実施し、その後は年1回以上の継続研修を 実施しています。また、外部機関が主催するスキルアップ研修等にも積極的に参加し、介護支援専門員とし ての資質向上に努めます。

12. 秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

13. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 虐待防止について

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会ならびに担当者を設置し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 衛生管理等について

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 身体拘束等の適正化について

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

事業所のサービスに関する相談・要望・苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

【事業者の窓口】	電話番号 045-444-9983 FAX番号 045-444-9986
サービス相談窓口 担当:青木聡	受付時間 9:00 ~ 17:00 (土曜・日曜・祝日除く)
【市町村(保険者)の窓口】	
神奈川区役所 高齢・障害支援課	所 在 地 横浜市神奈川区広台太田 3-8
	電話番号 045-411-7019
保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課	所 在 地 横浜市保土ケ谷区川辺町 2-9
	電話番号 045-334-6394
₩₩/C++/NGC △##+ ₩-₩-\Δ-₩-	所 在 地 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市役所介護事業指導課	電話番号 045-671-2356
【公的団体の窓口】	所 在 地 横浜市西区楠町 27-1
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号 045-329-3447
介護保険課 介護苦情相談係	受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝・年末年始を除く)